

東根市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準等に関する要綱

<抜粋>

(違反行為の処分)

第2条 違反行為に対する指定取消し又は指定停止の処分（以下「処分」という。）は、別表1の違反項目ごとに定める処分基準に掲げる処分又は付与する点数の累積により行う。